

# 向羽黒山城跡講演会・現地見学会

日時 平成25年6月15日(土)

## 本日の日程

10:00～11:45 講演会

会場 本郷公民館2階会議室

13:30～15:30 現地見学会

集合場所 向羽黒山城跡三の丸駐車場

## 講演会

講師 さ さ き みちろう 佐々木倫朗氏 (大正大学教授)

プロフィール 昭和41年生まれ 静岡県出身  
筑波大学卒業

### 主な著書

「佐竹氏の朝鮮渡海」2012.11

「中近世転換期における地方修験の存在形態」2012.3

「戦国期権力 佐竹氏の研究」2011.3

ほか、著書や論文多数

2013 年 6 月 15 日

## 佐竹氏の北進と蘆名氏

佐々木倫朗

はじめに

蘆名氏と佐竹氏

戦国時代の後期 … 福島県域で重要な役割を果たす二大勢力

→ 戦国末期・両者の連合 伊達氏と衝突

◎蘆名氏と佐竹氏の間を考える

### 一、佐竹氏の北進

#### ①佐竹氏

常陸国北部の太田(現在の常陸太田市)を本拠地

室町時代に足利氏と結び守護職獲得

室町後期より一族内紛 「佐竹の乱」

→ 戦国期の前期に克服 永正年間(16C 初頭)

#### ②佐竹氏の北進

佐竹氏の一族内紛 … 山入氏との対立が軸

→ 内紛の過程で白川氏が進出

◎一族内紛終結後、佐竹氏は旧山入氏所領の確保に重点

→ 白川氏との抗争開始

永正後期(1510 年代) 依上保をめぐる抗争(太子町)

天文十年 (1541) 東館(矢祭町)の破却

天文二二年(1553) 羽黒山城(塙町)の攻略

永禄三年 (1560) 寺山城(棚倉町)の攻略

→ 永禄～天正六年にかけて赤館城(棚倉町)をめぐる激しい攻防戦を展開

### 二、蘆名・白川氏と佐竹氏の対立

#### ①永禄期の蘆名氏

止々斎盛氏の活動 大永元年(1521)誕生

天文十年 (1541) 父盛舜から家督継承

天文十一年(1542) 山内氏との抗争・伊達氏天文の乱(～1548)

→ 勢力拡大 中通り進出を図る

弘治元年 (1555) 盛氏の娘、結城義親の妻となる

永禄四年 (1561) 庶兄氏方と抗争・嫡子盛興へ家督を譲る

→ 盛氏、活動継続

永禄七年 (1564) 須賀川城の二階堂氏をめぐる伊達輝宗と抗争

永禄九年 (1566) 正月 伊達氏と和睦

二階堂氏、蘆名氏に長沼を割譲

二階堂盛義の子盛隆は人質となる

→ 永禄期から天正初期に白川氏を保護して出陣を繰り返す

#### ②石川氏の離城をめぐる問題

石川晴光(道堅)が石川から離脱

→ 石川氏配下への蘆名・佐竹氏双方の起請文

両勢力の激しい対立を示す

天正三年 (1575) 六月 蘆名盛興の死

→ 盛氏、二階堂盛隆を養子とする

#### ③天正六年の白川・佐竹氏の和睦

佐竹義重次男の喝食丸の白川氏入嗣の条件 … 喝食丸＝義広

◎佐竹氏と白川氏の和睦成立

### 三、蘆名・佐竹同盟の成立

#### ①蘆名・佐竹氏の同盟

天正六年の白川氏との和睦 … 蘆名氏の承認前提

→ 蘆名氏と佐竹氏は協調関係に入る

天正八年 (1580) 六月 盛氏死去

田村清顕との抗争

蘆名・佐竹と田村氏の対立 … 天正十年(1582)の「惣無事」交渉

蘆名盛隆と佐竹義重の連携

天正十二年(1584) 沼尻合戦に対する蘆名氏の支援

## ②蘆名盛隆の死と伊達政宗の台頭

天正十二年十月 盛隆死去 … 大庭三左衛門により殺害

→ 亀王丸、家督継承

伊達政宗の家督継承 … 盛隆死去と同時期 十八歳

以後、伊達氏の活動の活発化

天正十三年 小手森城攻撃 … 城中の者を撫で切り

→ 人取橋の戦い

## 四、蘆名義広(盛重)と摺上原(磨上原)の戦い

### ①白川義広の蘆名氏家督継承

天正十四年(1586)十一月 蘆名亀王丸の死去

→ 天正十五年三月 佐竹義重二男白河義広の蘆名氏継承

※蘆名氏 … 伊達氏との縁戚関係

潜在的な親伊達派の存在 → 親佐竹派の対立へ

### ②郡山合戦 … 天正十六年(1588)五月～七月

伊達政宗と佐竹・蘆名連合を中心とする諸連合

→ 連合側が優勢に戦局を進めながら、和睦

※背景に佐竹氏の北条氏との抗争

### ③摺上原(磨上原)の戦い … 天正十七年(1589)六月 蘆名氏の滅亡

五月 伊達政宗、安子ヶ島城・高玉城(郡山市熱海町)攻撃

→ 蘆名・佐竹氏出陣 … 須賀川・郡山方面へ

六月 政宗、猪苗代盛国の離反を利用し、猪苗代へ → 会津攻撃を企図

→ 蘆名義広、急遽会津帰還 → 蘆名氏単独で摺上原へ

→ 五日 摺上原の戦い … 金上盛備ら戦死

義広、黒川城を退去＝落城

おわりに

蘆名氏と佐竹氏の関係の概略を考える

→ 未解明な事実多い

課題：基礎的な事実の確認の必要

史料発掘と分析

## 参考文献

高橋充

「向羽黒山城と『巖館銘』」

(『中世南奥の地域権力と社会』所収 2001年)

「蘆名盛氏の『止々斎』号」

(『福島県立博物館紀要』9号 1995年)

戸谷穂高

「関東・奥両国『惣無事』と白河義親」

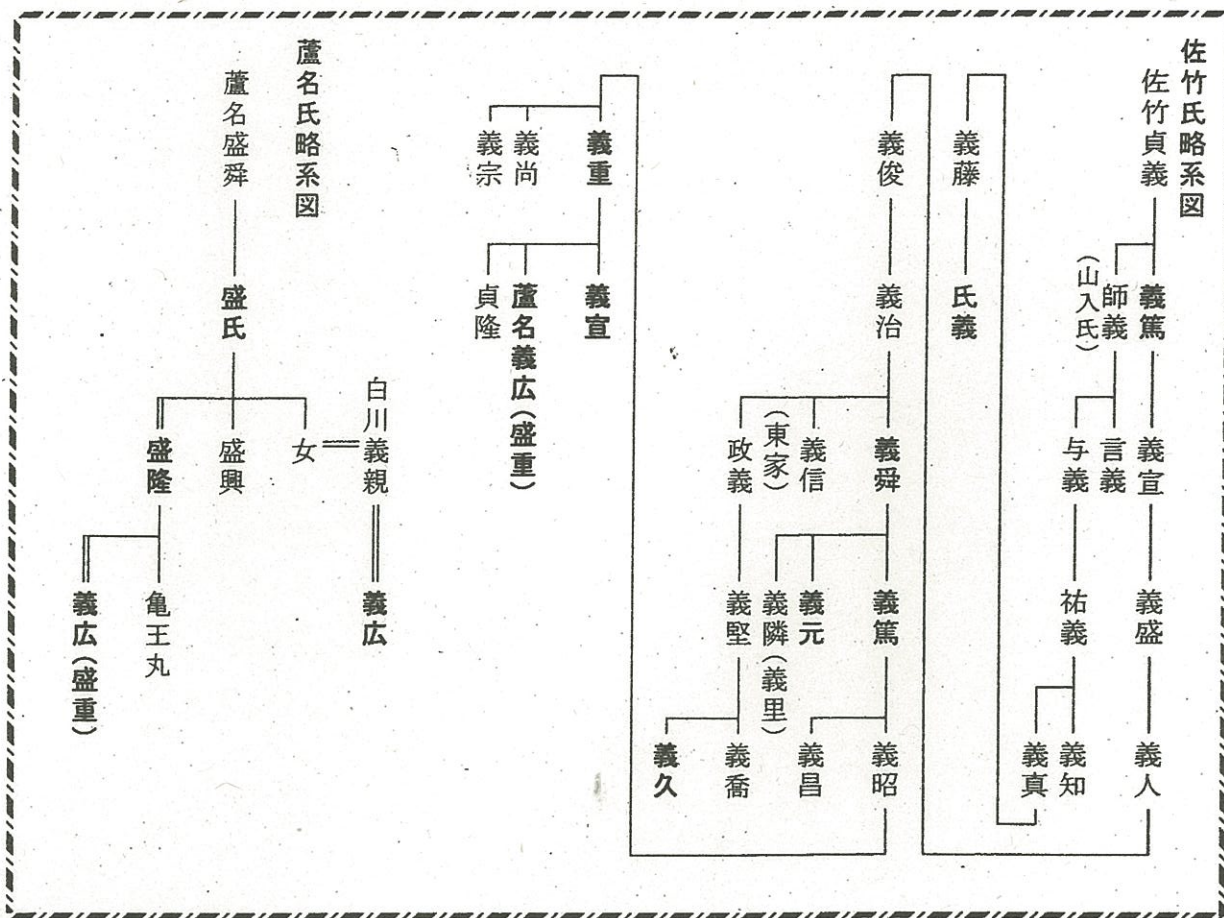
(『中世東国武家文書の研究』所収 2008年)

小豆畑毅

「南奥戦国領主の離城と帰城」(『戦国史研究』59号 2010年)

『福島県史』・『会津若松市史』・『二本松市史』・『石川町史』・『白河市史』

佐竹氏略系図



上、梵天・帝釈・四大天王・堅牢地神、別而当社両八幡大菩薩・当国鹿嶋大明神・飯綱・愛宕山・多賀大明神・真弓・花園、其外日本国中大小之神祇可蒙口罰者也、仍如件、

追而御老父へも此趣同前二無如在存候、  
永禄十年丁卯  
六月廿四日 義喬(花押)  
上館左衛門大夫殿 御宿所

史料⑤ 蘆名盛氏起請文(沢井八郎文書『茨県』V所収)

敬白  
右意趣者、自白河佐竹へ沢井之地懇望之由、其听候、当方事者、毛頭不存候、縦向後自白河懇望候共、御当地白川へ付置事、不可有之候、於爰元速可御心易候、仍趣口進退之事者、当方二可被相任候、此旨於偽者、  
上者梵天・帝釈・四大天王、下者堅牢地神、惣而日本国中六十餘州大小神祇、別而八幡大菩薩、当所諏訪大明神御罰可蒙者也、仍起請文如件、  
永禄十年  
霜月十五日 止々斎(花押)  
赤館左衛門尉殿

史料⑥ 佐竹東義久起請文

(結城白河文書『早稲田大学所蔵文書』所収)

起請文  
一、今度晴朝被任御籌策一和被申候者、尽未来依存別心間敷事、拙使用脚之事、付候人候者互可有礼明事、  
一、御当方御名跡二義重次男被相定候事、  
一、赤館渡可被申候時分、春中二令落居候事、兩儀二一方被引付、無二於可被及弓箭者、尚以無如在可走廻事、乍去會・田間二一方不被引付候者可中分事、  
石川之義相渡被申候上、縦調人候共不可被致合点事、  
一會・田二一方無事之儀御当方御扱之外不可有之事、  
右条々偽候者、

史料① 足利持氏御教書(結城家文書『白河市史』五所収)  
常陸国小佐都郷 同國町田郷 等事、充行也者、早守先例可致沙汰之状如件  
応永卅一年四月廿六日 (花押) (足利持氏)  
小峯三河守殿

史料② 佐竹義舜知行宛行状写  
(家蔵文書八、石井宇内文書『茨県』中世IV所収)  
就依上口出陣辛勞神妙候、然者為恩掌なませ之村五次良内被遣之候、弥可励忠節者也、仍執達如件  
永正八年辛未三月二日 (花押影) (佐竹義舜)  
石井六良兵衛殿

史料③ 岩城重隆書状写(家蔵十、岡本元朝文書『茨県』IV所収)  
就今般無事、種々御辛勞、更に不知所謝候、抑東館之事承候、唯今為題目者、不及覚悟候由、條々申分候キ處二、義篤御納得本望候、兩家以代官被遂会面、和尚様被返御輿、重隆事も帰城之上、白川へ及其屆候而、東館之事をハ速ニ為破却可申候、爰元八幡大菩薩・摩利支尊天も照覽候へ、不可有偽候、可御心易候、諸餘猶重而可申承候、恐々敬白  
九明 松庵江 重隆(花押影)

史料④ 佐竹東義喬起請文(沢井八郎文書『茨県』V所収)  
起請文之事  
一、向後無二可申合事、  
一、道堅御帰城二而者勿論、無御帰城候共、東方御走廻涯分□□□指南可申事、  
一、自何方□□□菟角候共、納得不可被申様可走廻事、  
一、た、いま御抱之知行已下、聊不可被相違事、  
一、其地へ御励勞之儀候者、助引之儀可申事、  
此義□□□

梵天・帝釈・四大天王、下者堅牢地神・熊野三所権現、当国鹿嶋大明神、八幡摩利支尊天、別而飯綱・愛宕可蒙御罰者也、  
仍如件、  
天正六年  
八月十九日 義久(花押)  
白川殿 御宿所

補史料 佐竹義重起請文写(「佐竹義重等誓紙写」所収)

起請文  
一、今度晴朝任諷諫被一和候上、無二可申談事、互■候人候者、可有礼明事  
一、次男御名跡可令相統事  
一、東館渡可進時分、春中落居之事兩家二一方被引付、無二於被及弓矢ハ相渡可申事  
一、從調人候共、石河之儀相渡申候上者、不可合点事  
一、會・田間へ和談之儀、義親御刷之外「不可有之事」  
若此儀偽候者、  
上者梵天・帝釈・四大天王、下ハ堅牢地神・熊野三所大権現・日光三所大権現、当国鹿嶋大明神・八幡大菩薩、別而者愛宕大権現、惣而日本国中大小神祇、別可蒙御罰候也」  
仍如件  
天正六年八月十七日 義重 華押 血判  
白川殿

史料⑦ 小貫頼安書状写(伊達文書 一九号 『田村町史』7所収)  
如貴札、会津・岩城・田村御無事之儀、可被及御裁許之由、実以御簡要之至候、於当方も、御同意二候、於様子者、直々可被及御返答候、如披露貴札、御当方・当方之事者、別而御入魂之所、自他無其隱候、於向後者、猶以不被順他、御甚深之儀專一二奉存候、委細御使へ憑入候間、奉略候、恐々謹言  
(天正十年) 小貫佐渡守  
三月十四日 頼安  
伊達御館江 貴報人々

史料⑧ 蘆名盛隆書狀(伊達文書『郡山市史』8所収)  
就出馬、自輝宗為飛脚承候、大悦之至候、如來意、義重及相談、御  
代田之地取詰候、於刷者可心易候、仍自輝宗、無事被御異見候、自  
入廉不通申弘候、其上自方々、雖裁許候、嚴申弘候、恐々謹言  
(天正十年)

四月朔日

盛隆(花押)

浜田大膳亮殿  
原田大蔵丞殿  
富塚近江守殿  
遠藤山城守殿

回答狀

史料⑨ 白川義親書狀(遠藤家文書)

爰元惣無事之儀付而、自輝宗立重使者被罩御意見候条、速令落着候、  
一入満足可為同意候、山嘗齋取分長々在留之上、馳走不淺候、任兼  
約自結城も松源寺并以多賀谷安芸守一意二被及策候、至于向後者、  
乍遠境晴朝へ御入魂候様被取成尤候、然者清頭へ月齋進退之儀、雖  
令諷諫候、無合点候、彼手前以一ヶ条被企使者御助言候様、是亦  
其方前二可有之候、將又相馬境之地被入手之段、專用候、此上被属  
一和可然候、從是追而可申届候間、抛筆候、恐々謹言、  
(天正十年)

卯月十八日

不説(花押)(朱印)

遠藤山城守殿

史料⑩ 田村清頭書狀(伊達文書『郡山市史』8所収)

態為使令啓候、今度向相馬、被及行候様子如何、御床布候、雖無申  
訖候、無御聊爾、兵談簡要候、仍去比佐・会・当惣無事之儀付而、  
被及御半途、碩・齋以御異見之上抛万端不足任置候、如此之御礼、  
則可申宣候、依菟角遲延覺外候、巨細新田美作守口上申含候間、不  
能細書候、恐々謹言  
(天正十年)

五月十一日

清頭(花押)

伊達殿

史料⑪ 佐竹義重・義宣起請文写(「佐竹義重等誓紙写」所収)

起請文

一、義廣嫡子・嫡女成共、其地御名跡之儀、万乙於会とかく候者、  
從当方無二可被意見事  
一、於自今以後、猶事新敷無二可申合事  
一、向後其元当地間、倭人所行候者、互糺明可申事  
若此儀於偽者

上ハ梵天・帝尺・四大天王、下ハ堅牢地神・熊野三所大権現・当国  
鹿島大明神・八幡大菩薩・愛宕大権現、惣而日本国中大小神祇、則  
可蒙御罰候也、仍如件  
天正十五年二月廿一日義重 華押 血判  
義宣 華押 血判

白川殿

史料⑫ 佐竹義重・義宣連署書狀(大縄文書『茨県』V所収)

此度義宣致越候、神妙之至候、如斯之上者親子身軀之儀相置候、  
乍勿論子二候与七郎所へ於向後弥可加懇意候、為後日一筆成置之候、  
恐々謹言、  
(天正十五年)

二月廿三日

義重(花押)  
義宣(花押)

太縄讀岐守殿  
同 与七郎殿

史料⑬ 佐竹義宣官途状写(家蔵二二、上遠野文書『茨県』IV所収)

此度於大平之地動、奇特之至候、就之、受領之事尤御心得候、謹言、  
天正十七年

六月七日

義宣(花押)  
上遠野隱岐守殿

史料⑭ 蘆名盛隆書狀写(家蔵三、岩橋文書『茨県』IV所収)

彼状共相調之後之書中被見候、先達之仕合ニ其身かせき之跡不及是  
非候、及聞令満足、今度すこしなから鉄炮越候、しゆひ相立候、畢  
竟其身持故二候、猶近日替番二丁可越候様仰出可申越候、万々重  
而気合よく候、可心安候、日々義重へ罷出候由、左候へく候浦山し  
く候、江より彼一義申越され候哉、其身之口外たるへく候由存候、  
恐々謹言、  
(天正十二年)

六月十三日

盛隆(花押影)

岩弥へ

史料⑮ 佐竹義重書狀写(家蔵三、岩橋文書『茨県』IV所収)

此度北條氏直与対陣付、自盛隆鉄炮衆二被指添被立越候、然二去五  
日不慮之懸合之砌取分辛勞之様子無比類、実以感入込候、恐々謹言、  
(天正十二年)

六月廿三日

義重(花押影)

岩橋弥左衛門尉殿

史料⑯ 佐竹義重書狀写

(伊達政宗記録事蹟考記『会津若松市史』8所収)  
急度申越候、仍盛隆御生涯之由、如何様之子細二候哉、案外之至候、  
則会津へも及使者候、然者盛隆若子有之上、於自今以後も、無二会  
津へ可申合逼塞候、將又此刻其境目聊不可有油断候、随而人衆指越  
候、用所等無隔意可被相談候、巨碎彼口上可有之候、恐々謹言、  
(天正十二年)

十月九日

義重書判

谷部下野守殿

史料⑰ 佐竹義重書狀写(歴代古案所収『茨県』V所収)

龜王丸殿以抱瘡遠行之由、実以御周章之至、不及是非次第二候、雖  
無申迄候、盛隆筋目無御失念、其元之仕置、各可被相談儀、千言万  
句候、彼是頓而為使可申届候間、不能具候、恐々謹言、  
(天正十四年)

霜月二日

義重(花押影)



佐竹氏による南奥関係の充行比定図

